

香川県広域水道企業団個人情報保護審議会規則をここに公布する。

平成29年11月 1 日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 香川県広域水道企業団規則第 7 号

香川県広域水道企業団個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第 3 号）第53条の規定に基づき、香川県広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。